

「引用」に名を借りた著作権侵害

著作権とはなにか

最近、よくクローズアップされる言葉に知的所有権(知的財産権)がある。

これは大きく二つに分けることが出来るが、一つは工業所有権(特許権、実用新案権、意匠権、商標権)であり、今一つが、文化的創作物保護を対象とする著作権である。これは著作権法と言う法律で保護されている。

工業所有権は、登録しなければ権利が発生しないが、著作権は、著作物を創作した時点で自動的に権利が発生(無方式主義)し、以後著作者の生存期間中および死亡後50年間保護される。

著作物には、言語、音楽、舞踊、美術、建築、映画などがあり、写真もこの中に入る。

最近ではコンピュータ技術の急速な進歩に伴い、コンピュータ・プログラムも著作物として認められている。

しかし現実の社会では、創作者である著作者と、著作物を使用または利用する側とで、解釈の違いや見解の相違などにより、写真著作権の侵害や引用と言った点でさまざまな問題が生じている。

そこで著作権委員会では、写真著作権の実情や具体的な判例などを取り上げて、著作権に関わる研究会を企画した。

今回、第1回として昨年11月開催した著作権研究会「引用の範囲と著作権侵害の境界を探る」のテーマ、「引用」を取り上げる。

引用が認められる要件

著作権の目的の一つは、文化の発展に寄与することにある。そのため、「公表された著作物については、著作者の利益を不当に侵害しない範囲で使用できる」とされており、その一つとして「引用(著作権法32条)がある。

つまり、一定の要件を満たせば、著作者の許諾なしに引用できることになっている。

しかし、実際にはこの要件の線引きが不明確なために、さまざまな問題が生じていることもまた事実である。

①公表された著作物であること: 引用できるのは公表された著作物のみで、未公表の著作物は引用できない。

②明瞭区別性:(文章の場合)引用文をカギカッコでくくるなどして、自己の文章との区別を明確にする。

(写真・絵画の場合)自己の文章と引用される写真・絵画とでは、表現形式が異なるので区別に関しては明確であるが、引用する写真・絵画は、あくまで「従」の関係を保つこと。(図1)

③主従関係(附従性):自己の著作が主であり、引用する他人の著作物は従たる存在であること。

写真・絵画の場合も、引用として認められるには、引用先の記事が主、引用する写真・絵画が従となる関係や、引用する必要性があるなどの要件を満たさなくてはならない。記事との主従関係の判断については、「それ自体、独立して鑑賞することができる場合には、引用とはいえない」とした判例がある。(注:「藤田嗣治絵画無断複製」事件 東京高裁・昭和60年10月17日判決)

さらに、「引用により引用されている側の著作人人格権を侵害しないこと」にも留意すべきである。

「パロディー・モンタージュ写真」事件(合成写真裁判)(最高裁・昭和55年3月28日判決)では、「原著物の特徴を表す主要な部分が直接わかってしまう形での利用は、著作人人格権(同一性保持権)を侵害する」として東京高裁に審議のやり直しを命じた。(図3)

④出所明示:引用部分が誰の何という著作物からの引用であるかを、見やすいように表示しなければならない。

(A)文章の場合:本分中の引用部分は、『○○○○』のようにカギカッコでくくり、区別がつくようにする。

引用部分と、一対一の対応を明確化したうえで、『タイトル』著者名(出版社名・発行年)を表示する。

(B)写真・絵画の場合:可能な限り作品の側近に表示する。

(例):E.J.ペロック ストーリビル・ポートレート
1912 (図1)



(図1) E.J.ペロック ストーリビル・ポートレート 1912年



(図2) シュプールを描いて滑降するスキーマー オーストリア・チロル山 1966年 撮影 白川義員



(図3) 無断でタイヤを合成し、改変した写真 マッド・アマノ作

⑤引用する側も著作物であること

「バーズ・コレクション展」事件(東京地裁・平成10年2月10日判決) 利用する側に著作物性、創作性が認められない場合は、引用に該当せず」として、入場券への「引用」は否定した。(図4)

(著作権法32条) 公表された著作物は、引用して利用することができる。この場合において、その引用は公正な慣行に合致するものであり、かつ、報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲内で行われるものでなければならない。

(著作権法48条) 次の各号に掲げる場合には、当該各号に規定する著作物の出所を、その複製又は利用の態様に応じ合理的と認められる方法及び程度により、明示しなければならない。

(著作権法41条) 写真、映画、放送その他の方法によって時事の事件を報道する場合には、当該事件を構成し、又は当該事件の過程において見られ、若しくは聞かれる著作物は、報道の目的上正当な範囲内において、複製し、及び当該事件の報道に伴って利用することができる。

「バーズ・コレクション展」事件

東京地裁 平成10年2月10日判決

この事件の原告はピカソの相続人の代表者。原告は、被告読売新聞社が、バーズ・コレクション展の開催に伴って原告の許諾なしに行った次の行為がピカソ作品(計7点)の著作権を侵害すると主張し、損害賠償などを請求する訴訟を提起した。

カラー複製画つきの鑑賞者向け解説書(定価¥2,000)の製作販売(7点全部)

【判決】 差止めなどの請求を容認。

入場券・割引換券への複製(曲芸師と幼いアルルカン)

【判決】 利用する側に著作物性、創作性が認められない場合は、「引用」に該当せず不適法。(図4)

次の新聞記事への複製掲載

- (1) 1992年12月2日付(開催決定の報道)
- (2) 1993年11月3日付(社告)
- (3) 1993年11月5日付(談話記事)
- (4) 1994年1月1日付(元旦特集) (図5)

(5) 1994年1月22日付(連載記事)

【判決】 (1)を除く(2)~(5)については「引用」及び「事件報道」(著作権法41条)に当らず不適法。

額入り複製絵画(定価¥45,000~¥150,000)の製作、販売(曲芸師と幼いアルルカン)

【判決】 定価の三分の二の価格を基準とする高額の損害賠償を命じた。

これらの判例は、他人の著作物の新聞への掲載が、著作権法32条(報道目的の引用) 同法41条(事件報道のための利用)によって大幅に認められている著作権法上の免責を、安易に主張する新聞社に対して、裁判所が発した警告と受けとめることができるであろう。

著作権侵害を防ぐには

11月21日(金) JCI 601会議室において、雪丸真吾弁護士(虎ノ門総合法律事務所)と、伊藤一夫氏(イメージプランニング・インターナショナル代表)を講師に迎え、「引用の範囲と著作権侵害の境界を探る」をテーマに著作権研究会が行われた。

まず雪丸真吾弁護士からは、「バーズ・コレクション展」事件に関する法的解釈が詳細に述べられた。

次いで伊藤一夫講師から、同氏の30年間にわたる写真業界での経験から、「引用に名を借りた著作権侵害が最も多く、純然たる無断使用の事例は極めて少ない」と報告された。

さらに同氏は、下記のような具体的提言をされた。

- ①利用者である出版社が、外部に編集を依頼する場合、「著作者への著作物利用の許諾」がクリアされているかどうかを確認する必要がある。
- ②著作者(写真家)は、作品に氏名表示(著作権者名)と、第一制作年を記載したコピーライト表示(©表示)をしてほしい。

今回の研究会には、著作者の立場にある会員31名と、利用者の立場にある日本雑誌協会加盟各社の著作権委員、NHK著作権部、日本フォトエージェンシー協会加盟各社の担当者、デザイン専門学校教師、イラストレーター等33名の合計64名の参加があり、「引用」に対する関心の高さをうかがわせた。

今回の研究会において、著作者と利用者と同じ認識の上に立ち、問題点が何処にあり、お互い何を遵守すべきなのかが確認できたことは、大きな収穫であった。

構成：JPS著作権委員会



(図4)「バーズ・コレクション展」入場券



(図5) 読売新聞 1994年1月1日付朝刊 広告欄より

<参考文献>

- 『著作権法の解説』
千野直邦・尾中普子著、一橋出版社刊
- 『マルチメディア時代の著作権の法廷』
岡邦雄著、ぎょうせい刊
- 『著作権法講座』
作花文雄著、(社)著作権情報センター刊